明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○支出官事務規程の一部を改正する省令（**財務**五五）　一
○歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（**同**五六）　九
○日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令（**同**五七）　六
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**六一）　三

〔告　示〕

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**内閣府**一一一）　三五
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第三十条第五号に規定する別に告示する要件の一部を改正する告示（**経済産業**一五〇）　三五
○インバランスリスク単価等を定める告示の一部を改正する告示（**同**一五一）

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価関係　五四
裁判所
破産、免責、再生関係　五六
特殊法人等
独立行政法人勤労者退職金共済機構令和五事業年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、公認会計士等の登録及び登録抹消、令和五事業年度全国健康保険協会の財務諸表、日本弁護士連合会裁決関係　八三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一〇八
会社その他
会社決算公告　二五

省令

○財務省令第五十五号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、支出官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月十八日

財務大臣　鈴木　俊一

支出官事務規程の一部を改正する省令

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第十一条　令第四十二条の二の規定による支出の決定をした旨の通知は、電子情報処理組織（支出官が支出に関する事務を処理するため、財務省に設置される各省各庁の利用に係る電子計算機と官署支出官の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してしなければならない。ただし、次に掲げる給付（第十一号に掲げる給付にあつては、定められた支払期月に、振込み（会計法第二十一条の規定による資金の交付を受けて日本銀行が行う令第四十八条の二第一項第二号及び第三号に規定する債権者又は同条第二項に規定する出納官吏の預金又は貯金への振込みをいう。以下同じ。）（当該給付の受取人の郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の預金への振込みに限る。）及び送金（会計法第二十一条の規定による資金の交付を受けて日本銀行が行う令第四十八条の二第一項第一号に規定する隔地の債権者、同項第二号の債権者又は同条第二項に規定する出納官吏に対し支払をするための送金をいう。以下同じ。）をする給付に限る。）に係る支出の決定をした旨の通知については、次項から第五項までに掲げる事項を収録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）を送付することにより行うことができる。	**第十一条**　令第四十二条の二の規定による支出の決定をした旨の通知は、電子情報処理組織を使用してしなければならない。ただし、次に掲げる給付（以下「年金等」という。）については、第十一号から第十五号までに掲げる年金等にあつては、それぞれ定められた各支給期月ごとに、振込み（会計法第二十一条の規定による資金の交付を受けて日本銀行が行う令第四十八条の二第一項第二号及び第三号に規定する債権者又は同条第二項に規定する出納官吏の預金又は貯金への振込みをいう。以下同じ。）（当該年金等の受取人の郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の預金への振込みに限る。）及び送金（会計法第二十一条の規定による資金の交付を受けて日本銀行が行う令第四十八条の二第一項第一号に規定する隔地の債権者、同項第二号の債権者又は同条第二項に規定する出納官吏に対し支払をするための送金をいう。以下同じ。）をする年金等に限る。）に係る支出の決定をした旨の通知については、次項から第五項までに掲げる事項を収録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）を送付することにより行うことができる。
一　［略］	一　［同上］
二　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この号、第四号及び第五号において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付（昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第七十九条の二の規定により支給する老齢福祉年金（第十六条第三項第六号、第二十三条第三項及び第三十七条第二項において「老齢福祉年金」という。）を除く。）	二　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この号、第四号及び第五号において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付（昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第七十九条の二の規定により支給する老齢福祉年金（第十六条第一項及び第三項並びに第三十七条第二項において「老齢福祉年金」という。）を除く。）
［三～十　略］	［三～十　同上］
［号を削る。］	十一　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用するものを含む。）による年金たる給付
［号を削る。］	十二　国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金たる給付

［号を削る。］

［号を削る。］

十一　［略］

［②　略］

［一・二　略］

三　振込み又は送金のための支出の決定をしたときは、その受取人となる債権者又は出納官吏の住所（ただし、前項ただし書の規定による通知をする場合は省略することができる。）及び氏名又は名称

四　［略］

五　小切手の振出し又は支払指図書若しくは国庫金振替書の交付若しくは送信（書面等の情報を電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。以下同じ。）の年月日

六　［略］

［③～⑥　略］

第十六条　官署支出官は、官署支出官と同一の官署に勤務する職員に対する旅費及び児童手当並びに本条第三項各号に掲げる給付の振込みのための支出の決定、外国送金のための支出の決定（職員給与に係る外国送金のための支出の決定を除く。）、官署支出官と同一の官署に置かれた出納官吏に資金を交付するための支出の決定又は電信による支出の決定（第九条第一項第十号の国庫内の移換のための支出の決定に限る。）をし、その旨をセンター支出官に通知したときは、その旨を受取人又は振替先に適宜の方法により通知しなければならない。

［②　略］

［③］　官署支出官は、次の各号に掲げる給付に係る送金のための支出の決定をし、その旨をセンター支出官に通知したときは、当該各号に定める書式による国庫金送金通知書を当該送金の受取人に送付しなければならない。

一　第十一条第一項第一号から第八号の二までに掲げる給付　別紙第四号書式

二　第十一条第一項第九号及び第十号に掲げる給付　別紙第三号書式

三　第十一条第一項第十一号に掲げる給付　別紙第四号の四書式

十三　執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金たる給付

十四　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による年金たる給付

十五　［同上］

［②　同上］

［一・二　同上］

三　振込み又は送金のための支出の決定をしたときは、その受取人となる債権者又は出納官吏の住所（ただし、支出の決定が年金等（前項第十一号から第十五号までに掲げる年金等にあつては、それぞれ定められた各支給期月ごとに、振込み（当該年金等の受取人の郵便貯金銀行の預金への振込みに限る。）及び送金をする年金等に限る。）に係るものであるときは、省略することができる。）及び氏名又は名称

四　［同上］

五　小切手の振出し又は支払指図書若しくは国庫金振替書の交付若しくは送信（書面等の情報を電子情報処理組織（支出官が支出に関する事務を処理するため、財務省に設置される各省各庁の利用に係る電子計算機と官署支出官の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。以下同じ。）の年月日

六　［同上］

［③～⑥　同上］

第十六条　官署支出官は、官署支出官と同一の官署に勤務する職員に対する旅費及び児童手当、年金等、国庫の支弁に属する恩給の給与金並びに老齢福祉年金の振込みのための支出の決定、外国送金のための支出の決定（職員給与に係る外国送金のための支出の決定を除く。）、官署支出官と同一の官署に置かれた出納官吏に資金を交付するための支出の決定又は電信による支出の決定（第九条第一項第十号の国庫内の移換のための支出の決定に限る。）をし、その旨をセンター支出官に通知したときは、その旨を受取人又は振替先に適宜の方法により通知しなければならない。

［②　同上］

［③］　官署支出官は、年金等、国庫の支弁に属する恩給の給与金及び老齢福祉年金に係る送金のための支出の決定をし、その旨をセンター支出官に通知したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書式による国庫金送金通知書を当該送金の受取人に送付しなければならない。

一　第十一条第一項第一号から第八号の二までに掲げる年金等　別紙第四号書式

二　第十一条第一項第九号及び第十号に掲げる年金等　別紙第三号書式

三　第十一条第一項第十一号から第十三号までに掲げる年金等及び国庫の支弁に属する恩給の給与金　別紙第四号の二書式

四‖　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用するものを含む。）による年金たる給付、国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金たる給付、執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金たる給付及び国庫の支弁に属する恩給の給与金（以下「恩給等」という。）　別紙第四号の二書式

五‖　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による年金たる給付（以下「援護年金」という。）　別紙第四号の三書式

六　［略］

［④　略］

第十七条　官署支出官は、第十一条の通知をした後、次に掲げる事項に誤びゆうがあることを発見したときは、第一号又は第三号に掲げる事項の誤びゆうにあつては、直ちに、第二号、第四号又は第五号に掲げる事項の誤びゆうにあつては、第四十三条の規定によりセンター支出官が日本銀行本店にその訂正を請求することができる期限までに、それぞれ、センター支出官に電子情報処理組織を使用して、その訂正の請求をしなければならない。ただし、第十一条第一項ただし書の規定による通知をした後、第一号又は第三号に掲げる事項に誤びゆうがあることを発見したときは、別紙第五号書式（その一）又は別紙第六号書式（その一）による国庫金振込又は送金訂正手続請求書（訂正に関する事項を収録した電磁的記録媒体を含む。以下同じ。）を送付し、センター支出官にその訂正の請求をしなければならない。

［一～五　略］

［②・③　略］

第十八条　官署支出官は、振込み又は送金のための支出の決定をし、その旨をセンター支出官に通知した後、当該振込み又は送金の必要がなくなつたときは、支払未済の場合に限り、センター支出官に別紙第七号書式（その一）による国庫金振込又は送金取消手続請求書（第十一条第一項ただし書の規定による通知をした場合にあつては、別紙第八号書式（その一）による国庫金振込又は送金取消手続請求書（取消しに関する事項を収録した電磁的記録媒体を含む。以下同じ。）を送付し、その取消しの請求をしなければならない。

［②　略］

四‖　第十一条第一項第十四号に掲げる年金等　別紙第四号の三書式

五‖　第十一条第一項第十五号に掲げる年金等　別紙第四号の四書式

六　［同上］

［④　同上］

第十七条　官署支出官は、第十一条の通知をした後、次に掲げる事項に誤びゆうがあることを発見したときは、第一号又は第三号に掲げる事項の誤びゆうにあつては、直ちに、第二号、第四号又は第五号に掲げる事項の誤びゆうにあつては、第四十三条の規定によりセンター支出官が日本銀行本店にその訂正を請求することができる期限までに、それぞれ、センター支出官に電子情報処理組織を使用して、その訂正の請求をしなければならない。ただし、年金等（第十一条第一項第十一号から第十五号までに掲げる年金等にあつては、それぞれ定められた各支給期月ごとに、振込み（当該年金等の受取人の郵便貯金銀行の預金への振込みに限る。）及び送金をする年金等に限る。）について同項ただし書の規定による通知をした後、第一号又は第三号に掲げる事項に誤びゆうがあることを発見したときは、別紙第五号書式（その一）又は別紙第六号書式（その一）による国庫金振込又は送金訂正手続請求書（訂正に関する事項を収録した電磁的記録媒体を含む。以下同じ。）を送付し、センター支出官にその訂正の請求をしなければならない。

［一～五　同上］

［②・③　同上］

第十八条　官署支出官は、振込み又は送金のための支出の決定をし、その旨をセンター支出官に通知した後、当該振込み又は送金の必要がなくなつたときは、支払未済の場合に限り、センター支出官に別紙第七号書式（その一）による国庫金振込又は送金取消手続請求書（当該振込み又は送金が年金等（第十一条第一項第十一号から第十五号までに掲げる年金等にあつては、それぞれ定められた各支給期月ごとに、振込み（当該年金等の受取人の郵便貯金銀行の預金への振込みに限る。）及び送金をする年金等に限る。）である場合にあつては、別紙第八号書式（その一）による国庫金振込又は送金取消手続請求書（取消しに関する事項を収録した電磁的記録媒体を含む。以下同じ。）を送付し、その取消しの請求をしなければならない。

［②　同上］

第二十三条　［略］

［②　略］

［③］　官署支出官は、第十一条第一項各号に掲げる給付、恩給等、援護年金及び老齢福祉年金に係る送金の受取人から国庫金送金通知書を添え、支払場所の変更を求められた場合において、相当の事由があると認められるときは、第一項及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、国庫金送金通知書に記載された支払場所を訂正し、受取人に送付するとともに、その旨を日本銀行に通知しなければならない。

［④　略］

第三十七条　［略］

［②］　センター支出官は、前項の規定により支払指図書を交付し、又は送信したときは、官署支出官と同一の官署に勤務する職員に対する旅費及び児童手当、第十一条第一項各号に掲げる給付、恩給等、援護年金、老齢福祉年金、道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の月割額並びに退職手当等に係る所得割の特別徴収税額の振込み並びに外国送金の場合並びに第十六条第二項の規定により官署支出官が適宜の方法により受取人に振込みをした旨の通知をする場合を除き、その旨を適宜の方法により当該振込みの受取人に通知し、又は同条第三項の規定により官署支出官が国庫金送金通知書を受取人に送付する場合を除き、別紙第十五号書式による国庫金送金通知書を当該送金の受取人に送付しなければならない。ただし、電信による送金の場合においては、電信でその旨を通知しなければならない。

第四十五条　センター支出官は、振込み又は送金のため支払指図書を交付し、又は送信した後、第十八条第一項の規定により官署支出官から国庫金振込又は送金取消手続請求書の送付を受けたときは、支払未済の場合に限り、直ちに、日本銀行本店に別紙第七号書式（その二）による国庫金振込又は送金取消請求書（第十一条第一項ただし書の規定による通知がされた場合にあつては、別紙第八号書式（その二）による国庫金振込又は送金取消請求書）を送付し、当該振込み又は送金の取消しを請求しなければならない。

［②　略］

附　則

第四条　官署支出官は、第十一条第一項第十一号に掲げる給付、恩給等及び援護年金（それぞれ定められた各支払期月ごとに送金をする給付に限る。）に係る第十六条第三項の規定により送付する国庫金送金通知書については、同項の規定にかかわらず、当分の間、当該給付に係る送金のための支出の決定をする前であつても、当該給付の支給開始日までに到達するように、当該給付の受取人に送付することができる。この場合において、当該国庫金送金通知書には、当該支給開始日以後でなければ支払を受けることができない旨を記載するものとする。

第二十三条　［同上］

［②　同上］

［③］　官署支出官は、年金等に係る送金の受取人から国庫金送金通知書を添え、支払場所の変更を求められた場合において、相当の事由があると認められるときは、第一項及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、国庫金送金通知書に記載された支払場所を訂正し、受取人に送付するとともに、その旨を日本銀行に通知しなければならない。

［④　同上］

第三十七条　［同上］

［②］　センター支出官は、前項の規定により支払指図書を交付し、又は送信したときは、官署支出官と同一の官署に勤務する職員に対する旅費及び児童手当、年金等、国庫の支弁に属する恩給の給与金、老齢福祉年金、道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の月割額並びに退職手当等に係る所得割の特別徴収税額の振込み並びに外国送金の場合並びに第十六条第二項の規定により官署支出官が適宜の方法により受取人に振込みをした旨の通知をする場合を除き、その旨を適宜の方法により当該振込みの受取人に通知し、又は同条第三項の規定により官署支出官が国庫金送金通知書を受取人に送付する場合を除き、別紙第十五号書式による国庫金送金通知書を当該送金の受取人に送付しなければならない。ただし、電信による送金の場合においては、電信でその旨を通知しなければならない。

第四十五条　センター支出官は、振込み又は送金のため支払指図書を交付し、又は送信した後、第十八条第一項の規定により官署支出官から国庫金振込又は送金取消手続請求書の送付を受けたときは、支払未済の場合に限り、直ちに、日本銀行本店に別紙第七号書式（その二）による国庫金振込又は送金取消請求書（振込み又は送金が年金等（第十一条第一項第十一号から第十五号までに掲げる年金等にあつては、それぞれ定められた各支給期月ごとに、振込み（当該年金等の受取人の郵便貯金銀行の預金への振込みに限る。）及び送金をする年金等に限る。）である場合にあつては、別紙第八号書式（その二）による国庫金振込又は送金取消請求書）を送付し、当該振込み又は送金の取消しを請求しなければならない。

［②　同上］

附　則

第四条　官署支出官は、第十一条第一項第十一号から第十五号までに掲げる年金等（それぞれ定められた各支給期月ごとに送金をする年金等に限る。）に係る第十六条第三項の規定により送付する国庫金送金通知書については、同項の規定にかかわらず、当分の間、当該年金等に係る送金のための支出の決定をする前であつても、当該年金等の支給開始日までに到達するように、当該年金等の受取人に送付することができる。この場合において、当該国庫金送金通知書には、当該支給開始日以後でなければ支払を受けることができない旨を記載するものとする。

別紙第四号の二書式

別紙第四号の二書式

（表面）

年金恩給等送金通知書

（恩給種別）　第　　号
受給者氏名

給与金種別
「支払開始日」又は「発行日」　年　月　日
支給額　円
所得税額　円
調整額　円
支払額　円

住所
氏名

支払店　銀行　店
郵便局

発行日　年　月　日

上記のとおり支払います。

〔受領証〕　上記の金額を受領しました。
受領年月日　令和　年　月　日
受領者氏名

官署支出官
総務省政策統括官（統計制度・恩給担当）

（裏面）

〔お知らせ〕

1　この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払できないことになりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。
2　この通知書を亡失したときは、直ちに、表面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
　この場合、支払がまだなされていないときは、表面記載の支払店を経由して下記連絡先に届け出てください。
3　支払を受けるときは、表面の「受領証」欄に年月日、署名し、身分証明書等正当な受取人又は代理人であることを証する書面を持参し、証書、裁定通知書又は失権時給与金支給決定通知書とともに支払店に提示してください。
4　表面に記載されている「発行日」から１年を過ぎますと表面記載の支払店では支払を受けられません（その場合は、下記連絡先にお申し出ください。）。
5　表面に記載されている年月日の前に年金恩給等を受ける権利を失ったときは、支払を受けることができません。また、年金恩給等を受けている方が亡くなられたときは、電話でご相談ください。

（連絡先）
（所在地）

委任欄

表面記載の支払額を受けることを次の代理受領者に委任します。

令和　年　月　日

（代理受領者）
住所

氏名

（受給者）
氏名

備考　1　用紙の大きさは、はがきの大きさとする。
　　2　「お知らせ」については、上記のほか、必要な事項を記述することができる。

別紙第四号の二書式

別紙第四号の二書式

（表面）

年金恩給等送金通知書

（恩給種別）　第　　号
受給者氏名

給与金種別

「支払開始日」又は「発行日」　年　月　日

住所

支給額　円
所得税額　円
調整額　円
支払額　円

氏名

支払店　銀行　店
郵便局

上記のとおり支払います。

〔受領証〕　上記の金額を受領しました。
受領年月日　令和　年　月　日
受領者氏名

官署支出官
総務省政策統括官（統計制度・恩給担当）

（裏面）

〔お知らせ〕

1　この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払できないことになりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。
2　この通知書を亡失したときは、直ちに、表面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
　この場合、支払がまだなされていないときは、表面記載の支払店を経由して、下記連絡先に届け出てください。
3　支払を受けるときは、表面の「受領証」欄に年月日、署名し、身分証明書又は預貯金通帳等正当な受取人又は代理人であることを証する書面を持参し、証書、裁定通知書又は失権時給与金支給決定通知書とともに支払店に提示してください。
4　表面に記載されている年月日から1年を過ぎますと表面記載の支払店では支払を受けられません（その場合は、下記連絡先にお申し出ください。）。
5　表面に記載されている年月日の前に年金恩給等を受ける権利を失ったときは、支払を受けることができません。また、年金恩給等を受けている方が亡くなられたときは、電話でご相談ください。

（連絡先）
（所在地）

委任欄

表面記載の支払額を受けることを次の代理受領者に委任します。

令和　年　月　日

（代理受領者）
住所

氏名

（受給者）
氏名

備考　1　用紙の大きさは、はがきの大きさとする。
　　2　「お知らせ」については、上記のほか、必要な事項を記述することができる。

別紙第四号の三書式

別紙第四号の三書式

〔「年金」又は「歳出金」〕

〔「送金等番号」〕

援護年金送金通知書

下記のとおり、援護年金が支払われるので通知します。

発行日　　年　　月　　日

官署支出官　厚生労働省大臣官房会計課長

根拠法 記号番号 受給者	戦傷病者戦没者遺族等援護法			
〔「支払開始日」又は「発行日」〕	支給額（円）	調整額（円）	支払額（円）	備考
支払店	〔「　　銀行　　店」又は「　　郵便局」〕			
領収証	上記の金額を受領しました。　　年　　月　　日 住　　所 受給者氏名			

委任状	委任者	本通知書により支払を受けることを下欄の者に委任しました。 年　　月　　日 住　　所 受給者氏名
	代理人	氏名 住所

（注意事項）

1　この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国は貴殿に対しお支払できないことになりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。

2　この通知書を亡失したときは、直ちに支払店に支払の停止を請求してください。この場合、その支払がまだなされていないときは、支払店を経由して問い合わせ先へ届け出てください。

3　受取人は、領収証欄に日付、住所及び氏名を記入して、年金証書及び印鑑証明書、身分証明書等正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を持参するようにしてください。

4　「発行日」から１年を過ぎますと支払店では支払を受けられませんので、その場合には、問い合わせ先へお問い合わせください。

5　支払店を変更するときは、変更の届を問い合わせ先に提出してください。

6　受取人が代理人に現金支払の請求をさせようとするときは、受取人が委任状欄に相当の事項を記入し、記名して委任状を差し出してください。この場合には、代理人は領収証欄に代理人であることを付記し、記名してください。

7　年金を受けることについて、ご不明な点があるときは、問い合わせ先へお問い合わせください。

（受取人、住所、氏名）

（問い合わせ先）

（所　在　地）

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

2　（注意事項）については、上記のほか、必要な事項を記述することできる。

別紙第四号の三書式

〔「整理番号」又は「送金等番号」〕

援護年金送金通知書

下記のとおり、援護年金が支払われるので通知します。

官署支出官　厚生労働省大臣官房会計課長

根拠法 記号番号 受給者	戦傷病者戦没者遺族等援護法			
〔「支払開始日」又は「発行日」〕	支給額（円）	調整額（円）	支払額（円）	備考
支払店	〔「　　銀行　　店」又は「　　郵便局」〕			
領収証	上記の金額を受領しました。　　年　　月　　日 住　　所 受給者氏名			

委任状	委任者	本通知書により支払いを受けることを下欄の者に委任しました。 年　　月　　日 住　　所 受給者氏名
	代理人	氏名 住所

（注意事項）

1　この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国は貴殿に対しお支払できないことになりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。

2　この通知書を亡失したときは、直ちに支払店に支払の停止を請求してください。この場合、その支払がまだなされていないときは、支払店を経由して問い合わせ先へ届け出てください。

3　受取人は、領収証欄に日付、住所及び氏名を記入して、年金証書及び印鑑証明書、身分証明書又は預貯金通帳等正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を持参するようにしてください。

4　記載されている年月日から１年を過ぎますと支払店では支払を受けられません（その場合は問い合わせ先にお申し出ください。）。

5　年金を受けることについて、ご不明な点があるときは、問い合わせ先へお問い合わせください。

（受取人、住所、氏名）

（問い合わせ先）

（所　在　地）

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

2　（注意事項）については、上記のほか、必要な事項を記述することができる。

別紙第５号書式

別紙第５号書式

（その１）

国庫金振込又は送金訂正手続請求書

第　　号
年　月　日

下記のとおり訂正の手続きを請求します。

振込又は送金の別	1　振込	2　送金
振込又は送金の請求年月日	年　月　日	
年金証書番号又は振込若しくは送金番号		
	元	訂正
受取人氏名		
振込先又は払渡金融機関店舗名		
預貯金種別及び口座番号		
金額		
取扱官署	厚生労働省	

（センター支出官あて）

（官署支出官　官職　氏　名　　）

（その２）

国庫金振込又は送金訂正請求書

第　　号
年　月　日

下記のとおり訂正して下さい。

振込又は送金の別	1　振込	2　送金
振込又は送金の請求年月日	年　月　日	
年金証書番号又は振込若しくは送金番号		
	元	訂正
受取人氏名		
振込先又は払渡金融機関店舗名		
預貯金種別及び口座番号		
金額		
取扱官署	厚生労働省	

日本銀行（何店あて）

（センター支出官　官職　氏　名　印）

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５とする。
２　振込の訂正を請求する場合には「１　振込」の文字を、送金の訂正を請求する場合には「２　送金」の文字を、それぞれ○で囲むものとする。
３　年度ごとに連続番号を付するものとする。
４　余白に年金等の区分を記入する。
５　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別紙第５号書式

別紙第５号書式

（その１）

国庫金振込又は送金訂正手続請求書

第　　号
年　月　日

下記のとおり訂正の手続きを請求します。

振込又は送金の別	1　振込	2　送金
振込又は送金の請求年月日	年　月　日	
年金証書番号又は振込若しくは送金番号		
	元	訂正
受取人氏名		
振込先又は払渡金融機関店舗名		
預貯金種別及び口座番号		
金額		
取扱官署	総務省又は厚生労働省	

（センター支出官あて）

（官署支出官　官職　氏　名　　）

（その２）

国庫金振込又は送金訂正請求書

第　　号
年　月　日

下記のとおり訂正して下さい。

振込又は送金の別	1　振込	2　送金
振込又は送金の請求年月日	年　月　日	
年金証書番号又は振込若しくは送金番号		
	元	訂正
受取人氏名		
振込先又は払渡金融機関店舗名		
預貯金種別及び口座番号		
金額		
取扱官署	総務省又は厚生労働省	

日本銀行（何店あて）

（センター支出官　官職　氏　名　印）

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５とする。
２　振込の訂正を請求する場合には「１　振込」の文字を、送金の訂正を請求する場合には「２　送金」の文字を、それぞれ○で囲むものとする。
３　年度ごとに連続番号を付するものとする。
４　余白に年金等の区分を記入する。
５　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（日本銀行国庫金取扱規程等の一部改正）

2　次に掲げる省令の規定中「第十一条第二項第五号」を「第十一条第一項」に改める。

一　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）第九十二条

二　日本銀行特別調達資金出納取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第百号）第二条

三　支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）第二十条第一項

四　債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）別表第四第六号

○財務省令第五十六号

国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第十三条第二項、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項及び第百四十三条並びに国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の六第一項の規定に基づき、歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月十八日

財務大臣　鈴木　俊一

歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第一条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（納入告知書等の送付に関する事務等の処理） **第二十一条の四**　各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、歳入徴収官の事務のうち、次の各号に掲げるものについては、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四十六条の三第二項及び予算決算及び会計令第百三十九条の三の規定に基づき、それぞれ当該各号に掲げる者に処理させるものとする。 一　電子情報処理組織を使用して作成する納入告知書等の送付並びに日本銀行本店、代理店、歳入代理店又は取りまとめ指定代理店（特別手続第三条第四項に規定する取りまとめ指定代理店をいう。以下同じ。）から電気通信回線を使用して送信又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）に収録して送付される第二十一条の六第一項第九号及び同条第二項第一号に掲げる歳入金に係る領収済通知情報及び領収済通知書の画像情報の受領に関する事務　財務大臣が指定する財務省所属の職員（次条（第三項を除く。）において「第一号代行機関」という。）	（納入告知書等の送付に関する事務等の処理） **第二十一条の四**　各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、歳入徴収官の事務のうち、電子情報処理組織を使用して作成する納入告知書等の送付及び日本銀行からの領収済通知情報又は国庫金規程第一号の五書式の領収済通知書（領収した歳入金に関する事項を収録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）の受領に関する事務については、次の各号に掲げる区分に応じ、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四十六条の三第二項及び予算決算及び会計令第百三十九条の三の規定に基づき、次の各号に掲げる者に処理させるものとする。 一　電子情報処理組織を使用して作成する納入告知書等の送付並びに日本銀行本店、代理店又は歳入代理店から電気通信回線を使用して送信される第二十一条の六第一項第九号及び同条第二項第一号に掲げる歳入金に係る領収済通知情報及び取りまとめ指定代理店（特別手続第三条第四項に規定する取りまとめ指定代理店をいう。以下同じ。）から送付される第二十一条の六第一項第九号及び同条第二項第一号に掲げる歳入金に係る国庫金規程第一号の五書式の領収済通知書の受領に関する事務　財務大臣が指定する財務省所属の職員（次条（第三項を除く。）において「第一号代行機関」という。）

二　日本銀行本店から電気通信回線を使用して送信又は電磁的記録媒体に収録して送付される第二十一条の六第一項第一号から第六号まで並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる歳入金に係る領収済通知情報及び領収済通知書の画像情報並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第一条第三項に規定する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官の所掌に属する歳入金（受入科目が厚生労働省所管労働保険特別会計徴収勘定であるものに限る。）に係る振替済通知書及び集計表並びに日本銀行代理店、歳入代理店又は取りまとめ指定代理店から電気通信回線を使用して送信又は電磁的記録媒体に収録して送付される第二十一条の六第一項第一号から第六号まで及び同条第二項第二号から第四号までに掲げる歳入金に係る領収済通知情報の受領に関する事務　当該歳入金を取り扱う各省各庁の長が指定する当該各省各庁所属の職員（次条第三項において「第二号代行機関」という。）

（代行機関の事務手続）

第二十一条の五　［略］

2　第一号代行機関は、次の各号に掲げるものの送信又は送付を受けたときは、歳入徴収官又は分任歳入徴収官に電子情報処理組織又は電気通信回線を使用して、その旨を通知しなければならない。

一　国庫金規程第十四条の二第三項の規定により日本銀行本店から送信される領収済通知情報及び領収済通知書の画像情報

二　国庫金規程第十四条の二第一項ただし書、第十四条の四又は第十九条の五第一項の規定により日本銀行代理店から送信される領収済通知情報

三　特別手続第三条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第八項又は第三条の四第一項の規定により日本銀行歳入代理店から送信される領収済通知情報

四　特別手続第三条第五項の規定により取りまとめ指定代理店から送付される領収済通知情報

3　第二号代行機関は、次の各号に掲げるものの送信又は送付を受けたときは、歳入徴収官又は分任歳入徴収官に電子情報処理組織若しくは電気通信回線を使用して又は電磁的記録媒体を送付する方法により、その旨を通知しなければならない。

一　国庫金規程第十四条の二第四項の規定により日本銀行本店から送信又は送付される領収済通知情報及び領収済通知書の画像情報

二　国庫金規程第十四条の二第一項ただし書、第十四条の三又は第十四条の四の規定により日本銀行代理店から送信される領収済通知情報

三　特別手続第三条第二項ただし書、第三項ただし書、第七項又は第八項の規定により日本銀行歳入代理店から送信される領収済通知情報

二　日本銀行本店から送付される第二十一条の六第一項第一号から第六号まで並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる歳入金に係る国庫金規程第一号の五書式の領収済通知書、日本銀行代理店又は歳入代理店から電気通信回線を使用して送信される第二十一条の六第一項第一号から第六号まで及び同条第二項第二号から第四号までに掲げる歳入金に係る領収済通知情報並びに取りまとめ指定代理店から送付される第二十一条の六第一項第一号から第六号まで及び同条第二項第二号から第四号までに掲げる歳入金に係る国庫金規程第一号の五書式の領収済通知書の受領に関する事務　当該歳入金を取り扱う各省各庁の長が指定する当該各省各庁所属の職員（次条第三項及び第四項において「第二号代行機関」という。）

（代行機関の事務手続）

第二十一条の五　［同上］

2　第一号代行機関は、国庫金規程第十四条の二第三項の規定により日本銀行本店、同条第一項ただし書、国庫金規程第十四条の四若しくは国庫金規程第十九条の五第一項の規定により日本銀行代理店若しくは特別手続第三条第二項ただし書、同条第三項ただし書若しくは同条第八項若しくは第三条の四第一項の規定により日本銀行歳入代理店から領収済通知情報を受信したとき又は特別手続第三条第五項の規定により取りまとめ指定代理店から国庫金規程第一号の五書式の領収済通知書の送付を受けたときは、歳入徴収官又は分任歳入徴収官に電子情報処理組織を使用して、その旨を通知しなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

3　第二号代行機関は、国庫金規程第十四条の二第四項の規定により日本銀行本店若しくは特別手続第三条第六項の規定により取りまとめ指定代理店から国庫金規程第一号の五書式の領収済通知書の送付を受けたとき又は国庫金規程第十四条の二第一項ただし書、第十四条の三若しくは第十四条の四の規定により日本銀行代理店若しくは特別手続第三条第二項ただし書、同条第三項ただし書、同条第七項若しくは同条第八項の規定により日本銀行歳入代理店から領収済通知情報を受信したときは、歳入徴収官又は分任歳入徴収官に電子情報処理組織を使用して、その旨を通知しなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

四　特別手続第三条第六項の規定により取りまとめ指定代理店から送付される領収済通知情報

五　国庫金規程第十六条の二第一項ただし書、日本銀行特別調達資金出納取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第百号）第四条第一項ただし書（同規程第十一条第一項において準用する場合を含む。）又は電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第十八条第一項ただし書の規定により日本銀行本店から送信される振替済通知書及び集計表

［項を削る。］

（誤びゆうの訂正の登記等）

第二十八条　［略］

２　歳入徴収官は、第五十条又は第五十一条の規定により誤びゆうの訂正又は口座更正の請求をした場合において、収入官吏又は日本銀行から誤びゆう訂正済みの報告を受けたときは、直ちに徴収簿に訂正の登記（第四十六条の二に規定する分任歳入徴収官の分掌に係るものを除く。次項において同じ。）をし、訂正の事由を当該領収済みの報告書、領収済通知書、振替済通知書又は支払未済繰越金歳入組入報告書に付記するとともに、当該訂正済みの報告が分任歳入徴収官からの訂正の請求に係るものにあつては、訂正済みの旨を当該分任歳入徴収官に通知しなければならない。

［３・４　略］

（収納済歳入額の登記）

第四十四条　［略］

［項を削る。］

別紙第３号書式　削除

［号を加える。］

［号を加える。］

４　第一号代行機関及び第二号代行機関は、前二項の規定により歳入徴収官又は分任歳入徴収官に通知したときは、当該通知に係る電磁的記録媒体を別紙第三号書式の電磁的記録媒体返付書に添え、日本銀行本店又は取りまとめ指定代理店に返付しなければならない。

（誤びゆうの訂正の登記等）

第二十八条　［同上］

２　歳入徴収官は、第五十条又は第五十一条の規定により誤びゆうの訂正又は口座更正の請求をした場合において、収入官吏又は日本銀行から誤びゆう訂正済みの報告を受けたときは、直ちに徴収簿に訂正の登記（第四十六条の二に規定する分任歳入徴収官の分掌に係るものを除く。次項において同じ。）をし、訂正の事由を当該領収済みの報告書、領収済通知書（国庫金規程第十四条の二第三項に規定する領収済通知情報並びに同条第四項及び特別手続第三条第五項及び第六項に規定する国庫金規程第一号の五書式の領収済通知書を除く。）、振替済通知書又は支払未済繰越金歳入組入報告書に付記するとともに、当該訂正済みの報告が分任歳入徴収官からの訂正の請求に係るものにあつては、訂正済みの旨を当該分任歳入徴収官に通知しなければならない。

［３・４　同上］

（収納済歳入額の登記）

第四十四条　［同上］

２　国庫金規程第十四条の二第二項ただし書の規定に基づき日本銀行統轄店又は特別手続第三条第四項ただし書の規定に基づき指定代理店から領収済通知書の送付を受けた場合及び第二十一条の五第二項及び第三項の規定に基づき代行機関から通知を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、領収済みの報告書、領収済通知書又は振替済書の枚数及び金額をこれらに添付される集計表により確認することを要しない。

別紙第３号書式

別紙第３号書式

電磁的記録媒体返付書

年　月　日

日付領収通知書に添付された別添の電磁的記録媒体については、その収納内容を歳入徴収官又は分任歳入徴収官で通知したので返付します。

電磁的記録媒体（正・副）番号

（日本銀行　あて）

代行機関

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

別紙第３号書式　削除

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部改正）

第二条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国税収納金整理資金徴収簿等の登記に必要な事項の電子情報処理組織への記録） **第二条**　［略］ ［２・３　略］ ４　指定国税収納命令官が規則第四十七条の規定により所属年度の誤びゅうの訂正又は口座更正の請求をした場合における規則第二十八条第二項の規定の適用については、同項中「振替済通知書又は国税収納金整理資金組入済通知書」とあるのは「振替済通知書（日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号。以下この項において「規程」という。）第三十五条の五の三及び第三十五条の七第三項、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第二十条の二第二項において読み替えて適用する規程第三十五条の五第一項並びに日本銀行特別調達資金出納取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第百号）第四条の二（同令第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により送信を受ける規程第二号の二書式の振替済通知書の情報を除く。）又は国税収納金整理資金組入済通知書（規程第三十五条の十四第二項の規定により送信を受ける規程第四号の三書式の国税収納金整理資金組入済通知書の情報を除く。）」とする。	（国税収納金整理資金徴収簿等の登記に必要な事項の電子情報処理組織への記録） **第二条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　指定国税収納命令官が規則第四十七条の規定により所属年度の誤びゅうの訂正又は口座更正の請求をした場合における規則第二十八条第二項の規定の適用については、同項中「領収済通知書、振替済通知書又は国税収納金整理資金組入済通知書」とあるのは「領収済通知書（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号。以下この項において「特例省令」という。）第七条第四項の規定により送付を受ける別紙第六号書式の領収済通知書（領収した国税等に関する事項を収録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）を含む。）又は送信（書面等の情報を電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。）を受ける領収済通知情報、同条第五項（特例省令第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送信を受ける領収済通知情報及び第七条第六項（特例省令第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付を受ける領収した国税等に関する事項を収録した電磁的記録媒体又は送信を受ける領収済通知情報を除く。）、振替済通知書（日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号。以下この項において「規程」という。）第三十五条の五の三及び第三十五条の七第三項、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第二十条の二第二項において読み替えて適用する規程第三十五条の五第一項並びに日本銀行特別調達資金出納取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第百号）第四条の二（同令第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により送信を受ける規程第二号の二書式の振替済通知書の情報を除く。）又は国税収納金整理資金組入済通知書（規程第三十五条の十四第二項の規定により送信を受ける規程第四号の三書式の国税収納金整理資金組入済通知書の情報を除く。）」とする。

（領収済通知情報等の受領に関する事務の処理）

第三条　財務大臣は、指定国税収納命令官及び指定分任国税収納命令官の事務のうち、次の各号に掲げるものの受領に関する事務については、国税収納金整理資金に関する法律第十三条第二項及び国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の六の規定に基づき、財務省大臣官房所属の職員（以下「代行機関」という。）に処理させるものとする。

一　第七条第四項の規定により日本銀行本店又は取りまとめ指定代理店から送信又は送付を受ける領収済通知情報及び日本銀行本店から送信又は送付を受ける領収済通知書の画像情報

二　第七条第五項（第十一条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により日本銀行代理店又は歳入代理店から送信を受ける領収済通知情報

三　第七条第六項（第十一条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により日本銀行代理店又は歳入代理店から送信を受ける領収した国税等に関する事項を収録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）

（領収済通知書等の受領に関する事務の処理）

第三条　財務大臣は、指定国税収納命令官及び指定分任国税収納命令官の事務のうち、第七条第四項の規定により日本銀行本店若しくは取りまとめ指定代理店から送付を受ける別紙第六号書式の領収済通知書（領収した国税等に関する事項を収録した電磁的記録媒体を含む。以下同じ。）又は送信（書面等の情報を電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。以下同じ。）を受ける領収済通知情報、同条第五項（第十一条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により日本銀行代理店又は歳入代理店から送信を受ける領収済通知情報、第七条第六項（第十一条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により日本銀行代理店又は歳入代理店から送付を受ける領収した国税等に関する事項を収録した電磁的記録媒体又は送信を受ける領収済通知情報、規程第三十五条の五及び第三十五条の七第三項、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号。次条において「保管金特例省令」という。）第二十条の二第二項において読み替えて適用する規程第三十五条の五第一項並びに日本銀行特別調達資金出納取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第百号）第四条の二（同令第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により日本銀行本店から送信を受ける規程第二号の二書式の振替済通知書の情報並びに規程第三十五条の十四第二項の規定により日本銀行本店から送信を受ける規程第四号の三書式の国税収納金整理資金組入済通知書の情報並びに国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の五第二項（同法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国税庁長官若しくは財務大臣が納付受託者より受けることとされた国税通則法施行規則第八条各号に掲げる事項又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の七第二項の規定により財務大臣が納付受託者より受けることとされた関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の十四各号に掲げる事項に係る報告の受領に関する事務については、国税収納金整理資金に関する法律第十三条第二項及び国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の六の規定に基づき、財務省大臣官房所属の職員（以下「代行機関」という。）に処理させるものとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

四　規程第三十五条の五及び第三十五条の七第三項、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第二十条の二第二項において読み替えて適用する規程第三十五条の五第一項並びに日本銀行特別調達資金出納取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第百号）第四条の二（同令第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により日本銀行本店から送信を受ける規程第二号の二書式の振替済通知書の情報

五　規程第三十五条の十四第二項の規定により日本銀行本店から送信を受ける規程第四号の三書式の国税収納金整理資金組入済通知書の情報

六　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の五第二項（同法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により納付受託者から報告を受ける国税通則法施行規則第八条各号に掲げる事項又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の七第二項の規定により納付受託者から報告を受ける関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の十四各号に掲げる事項

（代行機関の通知）

第四条　代行機関は、前条各号に掲げるものの送信、送付又は報告を受けたときは、指定国税収納命令官又は指定分任国税収納命令官に電子情報処理組織を使用して、その旨を通知しなければならない。

第五条の二　削除

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（代行機関の通知）

第四条　代行機関は、第七条第四項の規定により日本銀行若しくは取りまとめ指定代理店から別紙第六号書式の領収済通知書の送付若しくは領収済通知情報の送信を受けたとき、同条第五項の規定により日本銀行代理店若しくは歳入代理店から領収済通知情報の送信を受けたとき、同条第六項の規定により日本銀行代理店若しくは歳入代理店から領収した国税等に関する事項を収録した電磁的記録媒体の送付若しくは領収済通知情報の送信を受けたとき、規程第三十五条の五の三若しくは第三十五条の七第三項、保管金特例省令第二十条の二第二項において読み替えて適用する規程第三十五条の五第一項若しくは日本銀行特別調達資金出納取扱規程第四条の二（同令第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により日本銀行本店から規程第二号の二書式の振替済通知書の情報の送信を受けたとき若しくは規程第三十五条の十四第二項の規定により日本銀行本店から規程第四号の三書式の国税収納金整理資金組入済通知書の情報の送信を受けたとき又は国税通則法第三十四条の五第二項（同法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国税庁長官若しくは財務大臣が納付受託者より報告を受けることとされた国税通則法施行規則第八条各号に掲げる事項若しくは関税法第九条の七第二項の規定により財務大臣が納付受託者より報告を受けることとされた関税法施行規則第一条の十四各号に掲げる事項の送信を受けたときは、指定国税収納命令官又は指定分任国税収納命令官に電子情報処理組織を使用して、その旨を通知しなければならない。

（指定分任国税収納命令官が徴収額集計表の作成及び送付等を行う場合の手続）

第五条の二　指定分任国税収納命令官が徴収額集計表の作成及び送付等を行う場合における規則第四十四条の規定の適用については、同条第一項中「領収済通知書」とあるのは「領収済通知書（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第六号書式の領収済通知書（領収した国税等に関する事項を収録した電磁的記録媒体を含む。）を除く。）」とする。

（日本銀行が納入者から現金の納付を受けた場合の手続）

第七条　［略］

［２　略］

３　日本銀行統轄店又は指定代理店は、前二項又は第十一条の規定により日本銀行又は日本銀行歳入代理店から領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に記載されている領収した国税等に関する事項を光学読取式電子情報処理組織を使用して日本銀行本店又は取りまとめ指定代理店に通知しなければならない。ただし、日本銀行統轄店は、当該領収済通知書の画像情報（領収済通知書の汚損等により、当該領収済通知書の画像情報を通知することができない場合には、当該領収済通知書の内容を記載した適宜の書面（以下「補正用領収済通知書」という。）の画像情報）を光学読取式電子情報処理組織を使用して日本銀行本店に通知し、指定代理店は、必要があると認められる場合においては、当該領収済通知書に記載されている住所、氏名その他の領収した国税等に関する事項を記録した別紙第五号書式（別紙第一号の二書式又は別紙第一号の三書式の領収済通知書の送付を受けた場合には、別紙第五号の二書式）による領収済通知書を光学読取式電子情報処理組織を使用して作成し、当該収納金を取り扱った指定国税収納命令官（指定分任国税収納命令官が当該収納金を取り扱った場合には、その所属の指定国税収納命令官を経由して当該指定分任国税収納命令官）に送付しなければならない。

４　日本銀行本店又は取りまとめ指定代理店は、前項の規定により日本銀行統轄店又は指定代理店から通知を受けたときは、その旨を代行機関を経由して当該収納金を取り扱った指定国税収納命令官又は指定分任国税収納命令官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、代行機関に電子情報処理組織若しくは電気通信回線を使用して送信し、又は電磁的記録媒体に収録して送付しなければならない。ただし、日本銀行本店は、必要があると認められる場合においては、領収済通知書の画像情報（補正用領収済通知書の画像情報を含む。以下同じ。）を代行機関（税関の指定国税収納命令官が取り扱った収納金に係る領収済通知書の画像情報の場合には、当該税関の指定国税収納命令官（税関の指定分任国税収納命令官が取り扱った収納金に係る領収済通知書の画像情報の場合には、その所属の指定国税収納命令官を経由して当該税関の指定分任国税収納命令官）に電子情報処理組織若しくは電気通信回線を使用して送信し、又は電磁的記録媒体に収録して送付しなければならない。

［５～７　略］

第八条　削除

（領収済通知書等の訂正のための通知）

第九条　日本銀行統轄店又は指定代理店は、第七条第三項ただし書の規定により別紙第五号書式若しくは別紙第五号の二書式の領収済通知書が送付された後、又は同条第四項の規定により領収済通知情報が送信若しくは送付された後、当該領収済通知書又は当該領収済通知情報の内容に誤りがあることを発見したときは、直ちに、指定国税収納命令官又は指定分任国税収納命令官にその旨を通知しなければならない。

（日本銀行が納入者から現金の納付を受けた場合の手続）

第七条　［同上］

［２　同上］

３　日本銀行統轄店又は指定代理店は、前二項又は第十一条の規定により日本銀行又は日本銀行歳入代理店から領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に記載されている領収した国税等に関する事項を光学読取式電子情報処理組織を使用して日本銀行本店又は取りまとめ指定代理店に通知しなければならない。ただし、当該領収済通知書に整理番号の記載がない場合においては、当該領収済通知書に記載されている住所、氏名その他の領収した国税等に関する事項を記録した別紙第五号書式（別紙第一号の二書式又は別紙第一号の三書式の領収済通知書の送付を受けた場合には、別紙第五号の二書式）による領収済通知書を光学読取式電子情報処理組織を使用して作成し、当該収納金を取り扱った指定国税収納命令官（指定分任国税収納命令官が当該収納金を取り扱った場合には、その所属の指定国税収納命令官を経由して当該指定分任国税収納命令官）に送付しなければならない。

４　日本銀行本店又は取りまとめ指定代理店は、前項本文の規定により日本銀行統轄店又は指定代理店から通知を受けたときは、その旨を代行機関を経由して当該収納金を取り扱った指定国税収納命令官又は指定分任国税収納命令官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して別紙第六号書式による領収済通知書を作成し、代行機関に送付しなければならない。ただし、日本銀行本店が代行機関を経由して、当該収納金を取り扱った指定国税収納命令官（税関の指定国税収納命令官を除く。）に通知する場合には、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、代行機関に送信しなければならない。

［５～７　同上］

（電磁的記録媒体の返付及び確認）

第八条　代行機関は、第四条の規定により指定国税収納命令官又は指定分任国税収納命令官に通知したときは、電磁的記録媒体を別紙第七号書式の電磁的記録媒体返付書に添え、日本銀行本店又は取りまとめ指定代理店に返付しなければならない。

（領収済通知書の訂正のための通知）

第九条　日本銀行統轄店又は指定代理店は、第七条第三項ただし書若しくは第四項の規定により別紙第五号書式、別紙第五号の二書式若しくは別紙第六号書式の領収済通知書が送付された後、又は同条第四項ただし書の領収済通知情報が送信された後、当該領収済通知書の内容に誤りがあることを発見したときは、直ちに、指定国税収納命令官又は指定分任国税収納命令官にその旨を通知しなければならない。

（歳入代理店が納入者から現金の納付を受けた場合の手続）

第十一条　［略］

２　前項の場合において、領収済通知書の日本銀行統轄店への送付の事務は、特別手続第三条第十四項に規定する特定の日本銀行代理店又は歳入代理店において取りまとめて行うことができる。

［３・４　略］

（特別手続の規定の適用除外）

第十二条　特別手続第三条（第十五項ただし書を除く。）の規定は、日本銀行歳入代理店が前条の規定により行う事務の取扱いについては、適用しない。

［書式を省ゐ。］

（歳入代理店が納入者から現金の納付を受けた場合の手続）

第十一条　［同上］

２　前項の場合において、領収済通知書の日本銀行統轄店への送付の事務は、特別手続第三条第十五項に規定する特定の日本銀行代理店又は歳入代理店において取りまとめて行うことができる。

［３・４　同上］

（特別手続の規定の適用除外）

第十二条　特別手続第三条（第十六項ただし書を除く。）の規定は、日本銀行歳入代理店が前条の規定により行う事務の取扱いについては、適用しない。

別紙第６号書式

別紙第６号書式

領　収　済　通　知　書

年　　月　　日

下記の金額を別添の電磁的記録媒体収録内容のとおり、領収しましたので、通知します。

金　　額	円
電磁的記録媒体（正・副）番　　号	
領　収　済　件　数	件

（代行機関　　あて）

日本銀行

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

［書式を削る。］

別紙第７号書式

電磁的記録媒体返付書

年　月　日

年　月　日付領収済通知書に添付された別添の電磁的記録媒体については、その収納内容を指定国税収納命令官又は指定分任国税収納命令官に通知したので返付します。

電磁的記録媒体番号（正・副）	（正） （副）

（日本銀行　あて）

代行機関

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令の一部改正）

第三条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（歳入納付のための国庫金振替書の送信を受けた場合の手続） **第十八条**　日本銀行本店は、第七条第一項の規定により指定歳入歳出外現金出納官吏から国庫金振替書の送信を受けた場合には、振替済通知書（国庫金規程第十六条第一項に規定する振替済通知書をいう。本条、次条、第二十条及び第二十二条の二第二項において同じ。）に集計表（国庫金規程第一号書式の集計表をいう。本項、次条、第二十条及び第二十二条の二第二項において同じ。）を添え、当該歳入を所掌する歳入徴収官（歳入徴収官代理を含む。本項、次条及び第二十二条の二第二項において同じ。）又は歳入徴収官を経由して当該歳入を所掌する分任歳入徴収官（分任歳入徴収官代理を含む。次条において同じ。）に送付し又は送信しなければならない。ただし、受入科目が厚生労働省所管労働保険特別会計徴収勘定であり、かつ、当該歳入を	（歳入納付のための国庫金振替書の送信を受けた場合の手続） **第十八条**　日本銀行本店は、第七条第一項の規定により指定歳入歳出外現金出納官吏から国庫金振替書の送信を受けた場合には、振替済通知書（国庫金規程第十六条第一項に規定する振替済通知書をいう。次項、次条、第二十条及び第二十二条の二第二項において同じ。）に集計表（国庫金規程第一号書式の集計表をいう。次条、第二十条及び第二十二条の二第二項において同じ。）を添え、当該歳入を所掌する歳入徴収官（歳入徴収官代理を含む。次条及び第二十二条の二第二項において同じ。）又は歳入徴収官を経由して当該歳入を所掌する分任歳入徴収官（分任歳入徴収官代理を含む。次条及び第二十二条の二第二項において同じ。）に送付しなければならない。

所掌する歳入徴収官が都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第一条第三項に規定する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官をいう。）であるときは、振替済通知書及び集計表を第二号代行機関（歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十一条の四第二号に規定する代行機関をいう。）に送信しなければならない。

2　前項の場合において、当該国庫金振替書に徴収決定済みである旨が記録されているときは、送付又は送信する振替済通知書の表面余白に「徴収決定済み」と記載又は記録するものとする。ただし、当該文言を記録することを要しないと認められるときは、当該文言を記録しない振替済通知書を送信することができる。

附　則

この省令は、令和六年十月十五日から施行する。

○財務省令第五十七号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項及び歳入納付に使用する証券に関する件（大正五年勅令第二百五十六号）第六条第一項の規定に基づき、日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月十八日

財務大臣　鈴木　俊一

日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令

（日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の一部改正）

第一条　日本銀行国庫金取扱規程の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第十四条の二　［略］	**第十四条の二**　［同上］
2　日本銀行統轄店は、前項又は日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号。以下「特別手続」という。）第三条第二項の規定により日本銀行又は日本銀行歳入代理店（特別手続第一条に規定する歳入代理店をいう。以下同じ。）から領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に記載されている領収した歳入金に関する事項及び当該領収済通知書の画像情報を光学読取式電子情報処理組織（日本銀行が歳入金の収納に関する事務を処理するため、日本銀行本店に設置される電子計算機と日本銀行統轄店に設置される光学文字読取装置、画像出力装置及び電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十一条第一項を除き、以下同じ。）を使用して日本銀行本店に通知しなければならない。ただし、領収済通知書の汚損等により、当該領収済通知書の画像情報を通知することができない場合には、当該領収済通知書の内容を記載した適宜の書面（以下「補正用領収済通知書」という。）の画像情報を通知しなければならない。	2　日本銀行統轄店は、前項又は日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号。以下「特別手続」という。）第三条第二項の規定により日本銀行又は日本銀行歳入代理店（特別手続第一条に規定する歳入代理店をいう。以下同じ。）から領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に記載されている領収した歳入金に関する事項を光学読取式電子情報処理組織（日本銀行が歳入金の収納に関する事務を処理するため、日本銀行本店に設置される電子計算機と日本銀行統轄店に設置される光学文字読取装置、画像出力装置及び電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十一条第一項を除き、以下同じ。）を使用して日本銀行本店に通知しなければならない。ただし、必要があると認められる場合においては、当該領収済通知書に記載されている住所、氏名その他の領収した歳入金に関する事項を記録した第一号の二書式、第一号の三書式又は第一号の四書式による領収済通知書を光学読取式電子情報処理組織を使用して作成し、当該歳入を取り扱つた歳入徴収官又は分任歳入徴収官に送付しなければならない。
3　日本銀行本店は、前項本文の規定により日本銀行統轄店から規程第二十一条の六第一項第九号及び同条第二項第一号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第一号代行機関を経由して当該歳入を取り扱つた歳入徴収官又は分任歳入徴収官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、第一号代行機関に送信しなければならない。ただし、必要があると認められる場合においては、領収済通知書の画像情報（補正用領収済通知書の画像情報を含む。以下同じ。）を併せて送信しなければならない。	3　日本銀行本店は、前項本文の規定により日本銀行統轄店から規程第二十一条の六第一項第九号及び同条第二項第一号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第一号代行機関を経由して当該歳入を取り扱つた歳入徴収官又は分任歳入徴収官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、第一号代行機関に送信しなければならない。
4　日本銀行本店は、第二項本文の規定により日本銀行統轄店から規程第二十一条の六第一項第一号から第六号まで並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第二号代行機関を経由して当該歳入を取り扱つた歳入徴収官又は分任歳入徴収	4　日本銀行本店は、第二項本文の規定により日本銀行統轄店から規程第二十一条の六第一項第一号から第六号まで並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第二号代行機関を経由して当該歳入を取り扱つた歳入徴収官又は分任歳入徴収

官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、必要に応じて電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に収録したうえで、第二号代行機関に送信又は送付しなければならない。ただし、必要があると認められる場合においては、領収済通知書の画像情報を併せて送信又は送付しなければならない。

第十四条の七　日本銀行統轄店は、第十四条の二第三項又は第四項の規定により領収済通知情報が送信又は送付された後、当該領収済通知情報の内容に誤りがあることを発見したときは、直ちに、歳入徴収官又は分任歳入徴収官にその旨を通知しなければならない。

第十六条の二　日本銀行本店は、センター支出官（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第一条第三号に規定するセンター支出官をいい、センター支出官代理（センター支出官の事務を行う支出官代理をいう。）を含む。以下同じ。）から歳入に納付するため国庫金振替書の交付又は送信を受けた場合には、その国庫金振替書に指定の通り振替の手続をし、振替済通知書に集計表を添え、これを当該歳入を所掌する歳入徴収官又は歳入徴収官を経由して当該歳入を所掌する分任歳入徴収官に送付し又は送信しなければならない。ただし、国庫金振替書の送信を受けた場合において、受入科目が厚生労働省所管労働保険特別会計徴収勘定であり、かつ、当該歳入を所掌する歳入徴収官が都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第一条第三項に規定する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官をいう。）であるときは、振替済通知書及び集計表を第二号代行機関に送信しなければならない。

2　前項の場合において、当該国庫金振替書に「健康保険料被保険者負担金」、「船員保険料被保険者負担金」、「厚生年金保険料被保険者負担金」、「労働保険料被保険者負担金」、「国家公務員有料宿舎使用料」、「国家公務員通勤災害一部負担金」、「防衛省職員食事代」、「防衛省職員被服弁償金」、「防衛省職員被服代払込金」、「議員国庫納金」、「労働保険料」又は「相殺額」と記載され、又は記録されているときは、これと同一の文言をその送付する振替済通知書の表面余白に記載し、又はその送信する振替済通知書に記録するものとする。ただし、当該文言を記録することを要しないと認められる場合には、当該文言を記録していない振替済通知書を送信することができる。

第八十九条　［略］

2　［略］

3　前二項の手続をしたときは、その事由を帳簿若しくは証拠書類に記入し、又は証明請求書の写しを作成しておかなければならない。

第一号の二書式	削除
第一号の三書式	削除
第一号の四書式	削除
第一号の五書式	削除

官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して第一号の五書式による領収済通知書（領収した歳入金に関する事項を収録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を作成し、第二号代行機関に送付しなければならない。

第十四条の七　日本銀行統轄店は、第十四条の二第二項ただし書若しくは同条第四項の規定により第一号の二書式、第一号の三書式、第一号の四書式若しくは第一号の五書式の領収済通知書が送付され又は同条第三項の規定により領収済通知情報が送信された後、当該領収済通知書の内容に誤りがあることを発見したときは、直ちに、歳入徴収官又は分任歳入徴収官にその旨を通知しなければならない。

第十六条の二　日本銀行本店は、センター支出官（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第一条第三号に規定するセンター支出官をいい、センター支出官代理（センター支出官の事務を行う支出官代理をいう。）を含む。以下同じ。）から歳入に納付するため国庫金振替書の交付又は送信を受けた場合には、その国庫金振替書に指定の通り振替の手続をし、振替済通知書に集計表を添え、これを当該歳入を所掌する歳入徴収官又は歳入徴収官を経由して当該歳入を所掌する分任歳入徴収官に送付しなければならない。

2　前項の場合において、当該国庫金振替書に「健康保険料被保険者負担金」、「船員保険料被保険者負担金」、「厚生年金保険料被保険者負担金」、「労働保険料被保険者負担金」、「国家公務員有料宿舎使用料」、「国家公務員通勤災害一部負担金」、「防衛省職員食事代」、「防衛省職員被服弁償金」、「防衛省職員被服代払込金」、「議員国庫納金」、「労働保険料」又は「相殺額」と記載され、又は記録されているときは、これと同一の文言をその送付する振替済通知書の表面余白に記載するものとする。

第八十九条　［同上］

2　［同上］

3　前二項の手続をしたときは、その事由を帳簿又は証拠書類に記入しておかなければならない。

第一号の二書式	［略］
第一号の三書式	［略］
第一号の四書式	［略］
第一号の五書式	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部改正）

第二条　日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　［略］ ［２・３　略］ ４　指定代理店は、前項の規定により日本銀行歳入代理店から領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に記載されている領収した歳入金に関する事項を光学読取式電子情報処理組織（日本銀行の委託を受けて、歳入金の収納に関する事務を処理するため、取りまとめ指定代理店（歳入代理店である郵便貯金銀行の営業所であつて日本銀行が指定したものをいう。以下同じ。）に設置される電子計算機と指定代理店に設置される光学文字読取装置、画像出力装置及び電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して取りまとめ指定代理店に通知しなければならない。ただし、必要があると認められる場合においては、当該領収済通知書に記載されている住所、氏名その他の領収した歳入金に関する事項を記録した第一号書式、第二号書式又は第三号書式による領収済通知書を光学読取式電子情報処理組織を使用して作成し、当該歳入を取り扱つた歳入徴収官に送付しなければならない。 ５　取りまとめ指定代理店は前項本文の規定により指定代理店から歳入規程第二十一条の六第一項第九号及び同条第二項第一号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第一号代行機関を経由して当該歳入を取り扱つた歳入徴収官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に収録したうえで、第一号代行機関に送付しなければならない。 ６　取りまとめ指定代理店は、第四項本文の規定により指定代理店から歳入規程第二十一条の六第一項第一号から第六号並びに同条第二項第二号から第四号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第二号代行機関を経由して当該歳入を取り扱つた歳入徴収官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、電磁的記録媒体に収録したうえで、第二号代行機関に送付しなければならない。 ［７～９　略］ 10　指定代理店は、第四項ただし書、第五項又は第六項の規定により第一号書式、第二号書式若しくは第三号書式の領収済通知書又は領収済通知情報が送付された後、当該領収済通知書又は領収済通知情報の内容に誤りがあることを発見したときは、直ちに、歳入徴収官にその旨を通知しなければならない。 ［11～17　略］	**第三条**　［略］ ［２・３　同上］ ４　指定代理店は、前項の規定により日本銀行歳入代理店から領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に記載されている領収した歳入金に関する事項を光学読取式電子情報処理組織（日本銀行の委託を受けて、歳入金の収納に関する事務を処理するため、取りまとめ指定代理店（歳入代理店である郵便貯金銀行の営業所であつて日本銀行が指定したものをいう。以下同じ。）に設置される電子計算機と指定代理店に設置される光学文字読取装置、画像出力装置及び電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して取りまとめ指定代理店に通知しなければならない。ただし、必要があると認められる場合においては、当該領収済通知書に記載されている住所、氏名その他の領収した歳入金に関する事項を記録した国庫金規程第一号の二書式、第一号の三書式又は第一号の四書式による領収済通知書を光学読取式電子情報処理組織を使用して作成し、当該歳入を取り扱つた歳入徴収官に送付しなければならない。 ５　取りまとめ指定代理店は前項本文の規定により指定代理店から歳入規程第二十一条の六第一項第九号及び同条第二項第一号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第一号代行機関を経由して当該歳入を取り扱つた歳入徴収官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して国庫金規程第一号の五書式による領収済通知書（領収した歳入金に関する事項を収録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を作成し、第一号代行機関に送付しなければならない。 ６　取りまとめ指定代理店は、第四項本文の規定により指定代理店から歳入規程第二十一条の六第一項第一号から第六号並びに同条第二項第二号から第四号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第二号代行機関を経由して当該歳入を取り扱つた歳入徴収官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して国庫金規程第一号の五書式による領収済通知書を作成し、第二号代行機関に送付しなければならない。 ［７～９　同上］ 10　指定代理店は、第四項ただし書、第五項又は第六項の規定により国庫金規程第一号の二書式、第一号の三書式、第一号の四書式又は第一号の五書式の領収済通知書が送付された後、当該領収済通知書の内容に誤りがあることを発見したときは、直ちに、歳入徴収官にその旨を通知しなければならない。 ［11～17　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附則の次に次の三書式を加える。

第一号書式（第三条関係）

第一号書式

（取扱庁の住所）
（取扱庁名）

領収済通知書

会計年度
取扱庁番号
会計番号
主管又は所管番号
送付件数
金額

年　月　日
日本銀行（何店　）

（住所）
（氏名）

整理番号
統轄店コード
官署コード
元本
利息
延滞金
合計額
取扱金融機関コード
照合コード

作成年月日
領収日付
科目コード
勘定区分
証券受領
帳票コード
年度

付表

備　考

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

2　本書式は、会計年度の所属毎に作成するものとし、領収年月が同一である送付件数が５件以上の場合又は領収年月が異なる場合は、付表に記載し、各葉に頁数を付するものとする。

3　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

第二号書式（第三条関係）

第二号書式

（取扱庁の住所）
（取扱庁名）

領収済通知書

会計年度
取扱庁番号
会計番号
主管又は所管番号
送付件数
金額

年　月　日
日本銀行（何店　）

（住所）
（氏名）

納付書番号
統轄店コード
官署コード
納付金額
取扱金融機関コード
照合コード

作成年月日
領収日付
科目コード
識別番号
四法
手続種別
年度
帳票コード

付表

備考　第一号書式の備考は本書式に準用する。

（日本銀行特別調達資金出納取扱規程の一部改正）

第三条　日本銀行特別調達資金出納取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（資金の払出） **第四条**　日本銀行本店は、資金会計官、分任資金会計官又は施行令第三条第六項に規定する資金出納命令官（同項の規定に基づき資金出納命令官の事務を代理する職員を含む。以下「資金出納命令官」という。）から国庫金振替書の送信を受けたときは、資金会計官、分任資金会計官又は資金出納命令官（以下「資金会計官等」という。）の資金の金額を限度として、国庫金振替書に指定する振替払出の手続をし、第一号書式の振替済書を資金会計官等に送信し、振替済通知書を振替を受ける者に送付し又は送信しなければならない。ただし、当該国庫金振替書が厚生労働省所管労働保険特別会計徴収勘定の歳入に納付するためのものであり、かつ、当該歳入を所掌する歳入徴収官が都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第一条第三項に規定する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官をいう。）であるときは、振替済通知書を第二号代行機関（歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十一条の四第二号に規定する代行機関をいう。以下同じ。）に送信しなければならない。 ［2～4　略］	（資金の払出） **第四条**　日本銀行本店は、資金会計官、分任資金会計官又は施行令第三条第六項に規定する資金出納命令官（同項の規定に基づき資金出納命令官の事務を代理する職員を含む。以下「資金出納命令官」という。）から国庫金振替書の送信を受けたときは、資金会計官、分任資金会計官又は資金出納命令官（以下「資金会計官等」という。）の資金の金額を限度として、国庫金振替書に指定する振替払出の手続をし、第一号書式の振替済書を資金会計官等に送信し、振替済通知書を振替を受ける者に送付しなければならない。 ［2～4　同上］

第三号書式（第三条関係）

第三号書式

領収済通知書

（取扱庁の住所）
（取扱庁名）

会計年度
取扱庁番号
会計番号
主管又は所管番号
送付件数
金額
年　月　日
日本銀行（何店　　）

（住所）
（氏名）

整理番号等　　作成年月日
統轄店コード　　領収日付
元本又は保険料
利息又は追徴金
延滞金
合計額又は納付額
取扱金融機関コード　　証券受領　　年度
照合コード　　帳票コード

付表

備　考
1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。
2　本書式は、会計年度の所属毎に作成するものとし、領収年月が同一である送付件数が５件以上の場合又は領収年月が異なる場合は、付表に記載し、各葉に頁数を付するものとする。
3　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

（資金出納官吏の資金の出納）

第十一条　［略］

［２・３　略］

４　日本銀行本店は、第一項において準用する第四条第一項の場合において、その国庫金振替書が、資金出納官吏事務規程第十三条第一号から第四号までの規定により送信を受けたものであるときは、振替を受ける者又は第二号代行機関に送付し又は送信する振替済通知書には、その表面余白に「健康保険料被保険者負担金」、「船員保険料被保険者負担金」、「厚生年金保険料被保険者負担金」又は「労働保険料被保険者負担金」と記載し又は当該文言を記録しなければならない。ただし、当該文言を記録することを要しないと認められる場合には、当該文言を記録していない振替済通知書を送信することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年十月十五日から施行する。

○経済産業省令第六十一号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三十七条第一項及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）第四条第三項第一号の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月十八日

経済産業大臣　齋藤　健

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資金出納官吏の資金の出納） **第十一条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　日本銀行本店は、第一項において準用する第四条第一項の場合において、その国庫金振替書が、資金出納官吏事務規程第十三条第一号から第四号までの規定により送信を受けたものであるときは、振替を受ける者に送付する振替済通知書には、その表面余白に「健康保険料被保険者負担金」、「船員保険料被保険者負担金」、「厚生年金保険料被保険者負担金」又は「労働保険料被保険者負担金」と記載しなければならない。	（資金出納官吏の資金の出納） **第十一条**　［略］ ［２・３　略］ ４　日本銀行本店は、第一項において準用する第四条第一項の場合において、その国庫金振替書が、資金出納官吏事務規程第十三条第一号から第四号までの規定により送信を受けたものであるときは、振替を受ける者又は第二号代行機関に送付し又は送信する振替済通知書には、その表面余白に「健康保険料被保険者負担金」、「船員保険料被保険者負担金」、「厚生年金保険料被保険者負担金」又は「労働保険料被保険者負担金」と記載し又は当該文言を記録しなければならない。ただし、当該文言を記録することを要しないと認められる場合には、当該文言を記録していない振替済通知書を送信することができる。 備考　表中の［　］の記載は注記である。
第三十条　法第三十七条第一項に規定する経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合することとする。 一　法第三十七条第一項の規定による認定の申請に係る事業の電気の使用に係る原単位（以下この条において単に「原単位」という。）の算定の基礎となる事項を継続的に把握していること。 二　原単位の改善のための取組に関する状況を公表すること。 三　次のいずれかに適合すること。 イ　法第三十七条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十一月一日前に終了した直近の事業年度（以下この号において「申請前事業年度」という。）に係る原単位を申請前事業年度の四事業年度前の事業年度に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合（ロにおいて「申請前事業年度に係る四事業年度変化率」という。）が九十九パーセント以下であること。	**第三十条**　法第三十七条第一項に規定する経済産業省令で定める基準は、同項の規定による認定の申請に係る事業の電気の使用に係る原単位（以下この条において単に「原単位」という。）の算定の基礎となる事項を継続的に把握しており、かつ、次の各号のいずれかに適合することとする。 （新設） （新設） 一　法第三十七条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十一月一日前に終了した直近の事業年度（以下この条において「申請前事業年度」という。）に係る原単位を申請前事業年度の四事業年度前の事業年度に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合（次号において「申請前事業年度に係る四事業年度変化率」という。）が九十九パーセント以下であること。

ロ　申請前事業年度又はその前事業年度において、各事業年度に係る原単位がそれぞれの事業年度の前事業年度の原単位以下であり、かつ、申請前事業年度に係る四事業年度変化率が百五パーセント以下であること。

ハ　申請前事業年度の前事業年度（以下この号において「申請前々事業年度」という。）に係る原単位を申請前々事業年度の四事業年度前の事業年度に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合（ニにおいて「申請前々事業年度に係る四事業年度変化率」という。）が九十九パーセント以下であること。

ニ　申請前々事業年度又はその前事業年度において、各事業年度に係る原単位がそれぞれの事業年度の前事業年度の原単位以下であり、かつ、申請前々事業年度に係る四事業年度変化率が百五パーセント以下であること。

ホ　イからニまでに掲げる要件と同等以上のものとして経済産業大臣が別に告示する要件を満たすこと。

ヘ　イからホまでに掲げる要件に適合しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められること。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

第三十二条　令第四条第三項第一号に規定する経済産業省令で定める基準は、第三十条第三号イ、ロ、ホ又はヘのいずれかに該当することとする。

二　申請前事業年度又はその前事業年度において、各事業年度に係る原単位がそれぞれの事業年度の前事業年度の原単位以下であり、かつ、申請前事業年度に係る四事業年度変化率が百五パーセント以下であること。

三　申請前事業年度の前事業年度（以下この条において「申請前々事業年度」という。）に係る原単位を申請前々事業年度の四事業年度前の事業年度に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合（次号において「申請前々事業年度に係る四事業年度変化率」という。）が九十九パーセント以下であること。

四　申請前々事業年度又はその前事業年度において、各事業年度に係る原単位がそれぞれの事業年度の前事業年度の原単位以下であり、かつ、申請前々事業年度に係る四事業年度変化率が百五パーセント以下であること。

五　前各号に掲げる要件と同等以上のものとして経済産業大臣が別に告示する要件を満たすこと。

六　前各号に掲げる要件に適合しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められること。

第三十二条　令第四条第三項第一号に規定する経済産業省令で定める基準は、第三十条第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当することとする。

様式第１４（第２９条関係）

受付番号 （経済産業局記載欄）	
前年度の受付番号	

様式第十四を次のように改める。

賦課金に係る特例の認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　住 所　（〒　-　）
名称：
代表者役職：
氏名：
（法人番号：　）
（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）及び代表者の役職・氏名）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第37条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたいので、次のとおり申請します。なお、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに経済産業省に連絡します。

第１表　申請事業及び申請事業所に関する事項　（※以外の項目は公表の対象となる。）

<table>
<tr><td colspan="4">※申請に用いた事業年度(注1)　（　年　月　日）　～　（　年　月　日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請事業に関する情報</td><td colspan="2">申請事業所に関する情報</td></tr>
<tr><td>事業の名称(注2)：

細分類番号　（　）</td><td rowspan="5">当該事業の内容(注3)：</td><td>事業所の名称：</td><td>年間の申請事業に係る電気の使用量(注1)：

kWh</td></tr>
<tr><td>当該事業の電気の使用量(注1)：
（第２表の合計値を転載）

kWh</td><td colspan="2">当該事業所の所在地：　（〒　-　）</td></tr>
<tr><td>当該事業の売上高(注1)(注4)：

千円</td><td>※電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称(注6)</td><td></td></tr>
<tr><td>当該事業の原単位(注1)(注5)：

kWh/千円</td><td colspan="2">※当該小売電気事業者等より付与されている識別番号及び需要種別(注7)：</td></tr>
<tr><td></td><td>※事業所全体の電気の使用量における申請事業の電気使用割合(注5)：</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="4">※電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況(注8)

○原単位の推移(注9)

<table>
<tr><td>事業年度</td><td>年度</td><td>年度</td><td>年度</td><td>年度</td><td>年度</td><td>年度</td></tr>
<tr><td>原単位(注5)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>対前年度比(%)(注5)</td><td></td><td>①　%</td><td>②　%</td><td>③　%</td><td>④　%</td><td>⑤　%</td></tr>
</table>

申請前年度に係る四事業年度変化率(注5)(注10)：　%

申請前々年度に係る四事業年度変化率(注5)(注10)：　%</td></tr>
</table>

（注１）　法第３７条第３項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の１１月１日前に終了した直近の事業年度のものを記載すること。

（注２）　原則として、日本標準産業分類の細分類に該当する業種名及び細分類番号（４桁）を記載すること。

（注３）　申請事業がどのような製品又はサービスを扱っているのか、当該事業がどのように製品を製造又はサービスを提供しているのか、当該事業が扱う製品又はサービスを販売する市場又は顧客の種類はどのようなものか、また、その他事業の内容を説明するに当たり必要と判断される事項等を説明すること。

（注４）　公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、１に満たない端数は、切り捨てるものとする。

（注５）　原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。

（注６）　法第３７条第３項の規定の適用を受けようとする年度に電気の供給を受ける小売電気事業者等を記載すること。

（注７）　識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
需要種別は、小売電気事業者等より付与されている識別番号毎に、原則として、単相又は三相により標準電圧百ボルト又は二百ボルトで電気の供給を受ける需要の場合は「低圧」、原則として、三相により標準電圧六千ボルトで電気の供給を受ける需要の場合は「高圧」、三相により標準電圧が七千ボルトを超えるもので電気の供給を受ける需要の場合は「特別高圧」を記載すること。
記載欄が不足する場合は、別紙で一覧表を添付すること。

（注８）　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第３０条第２号に規定する基準に適合することを証する書類を添付すること。

（注９）　法第３７条第３項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の１１月１日前に終了した直近の事業年度から起算して過去６事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比(単位：%)を記載する。

（注10）　申請前年度に係る四事業年度変化率＝(②×③×④×⑤)$^{1/4}$
申請前々年度に係る四事業年度変化率＝(①×②×③×④)$^{1/4}$

届出担当者 連絡先	担当者名	
	所属部課	
	所在地	（〒　　－　　）
	電話番号	
	Ｅメール	

様式第１４（第２９条関係）
※共同受電形態をとる事業所用

受付番号（経済産業局記載欄）	
前年度の受付番号	

賦課金に係る特例の認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者
住 所　（〒　-　）
名称：
代表者役職：
氏名：
（法人番号：　）
（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）及び代表者の役職・氏名）

小売電気事業者等との直接契約者
住 所　（〒　-　）
名称：
代表者役職：
氏名：
（法人番号：　）
（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）及び代表者の役職・氏名）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第37条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたいので、次のとおり申請します。なお、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに経済産業省に連絡します。

共同－第１表　申請事業及び申請事業所に関する事項　（※以外の項目は公表の対象となる。）

※申請に用いた事業年度(注1)　（　年　月　日）～（　年　月　日）

申請事業に関する情報		申請事業所に関する情報	
事業の名称(注2)： 細分類番号（　）	当該事業の内容(注3)：	事業所の名称：	年間の申請事業に係る電気の使用量(注1)：　kWh
当該事業の電気の使用量(注1)：（第２表の合計値を転載）　kWh		当該事業所の所在地：（〒　-　）	
当該事業の売上高(注1)(注4)：　千円		共同受電に関する情報	
当該事業の原単位(注1)(注5)：　kWh/千円		※電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称(注6)：	
		※当該小売電気事業者等より付与されている識別番号及び需要種別(注7)：	
		※共同受電における当該事業所の電気の使用率(注5)：（第４表の４を転載）	%
		※事業所全体の電気の使用量における申請事業の電気使用割合(注5)：（第３表の申請事業の構成割合を転載）	%

※電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況(注8)

○原単位の推移(注9)

事業年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
原単位(注5)						
対前年度比(%)(注5)		①　%	②　%	③　%	④　%	⑤　%

申請前年度に係る四事業年度変化率(注5)(注10)：　%

申請前々年度に係る四事業年度変化率(注5)(注10)：　%

（注１）　法第３７条第３項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の１１月１日前に終了した直近の事業年度のものを記載すること。

（注２）　原則として、日本標準産業分類の細分類に該当する業種名及び細分類番号（４桁）を記載すること。

（注３）　申請事業がどのような製品又はサービスを扱っているのか、当該事業がどのように製品を製造又はサービスを提供しているのか、当該事業が扱う製品又はサービスを販売する市場又は顧客の種類はどのようなものか、また、その他事業の内容を説明するに当たり必要と判断される事項等を説明すること。

（注４）　公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、１に満たない端数は、切り捨てるものとする。

（注５）　原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。

（注６）　法第３７条第３項の規定の適用を受けようとする年度に電気の供給を受ける小売電気事業者等を記載すること。

（注７）　識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
需要種別は、小売電気事業者等より付与されている識別番号毎に、原則として、単相又は三相により標準電圧百ボルト又は二百ボルトで電気の供給を受ける需要の場合は「低圧」、原則として、三相により標準電圧六千ボルトで電気の供給を受ける需要の場合は「高圧」、三相により標準電圧が七千ボルトを超えるもので電気の供給を受ける需要の場合は「特別高圧」を記載すること。
記載欄が不足する場合は、別紙で一覧表を添付すること。

（注８）　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第３０条第２号に規定する基準に適合することを証する書類を添付すること。

（注９）　法第３７条第３項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の１１月１日前に終了した直近の事業年度から起算して過去６事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比の変化率(単位：%)を記載する。

（注10）　申請前年度に係る四事業年度変化率＝(②×③×④×⑤)$^{1/4}$
申請前々年度に係る四事業年度変化率＝(①×②×③×④)$^{1/4}$

届出担当者 連絡先	担当者名	
	所属部課	
	所在地	（〒　　－　　）
	電話番号	
	Ｅメール	

様式第１４（第２９条関係）
※テナント受電形態をとる事業所用

受付番号（経済産業局記載欄）	
前年度の受付番号	

賦課金に係る特例の認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者
住 所　（〒　-　）
名称：
代表者役職：
氏名：
（法人番号：　）
（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）及び代表者の役職・氏名）

小売電気事業者等との直接契約者
住 所　（〒　-　）
名称：
代表者役職：
氏名：
（法人番号：　）
（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）及び代表者の役職・氏名）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第37条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたいので、次のとおり申請します。なお、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに経済産業省に連絡します。

テナント－第１表　申請事業及び申請事業所に関する事項　（※以外の項目は公表の対象となる。）

※申請に用いた事業年度(注1)　（　年　月　日）～（　年　月　日）

申請事業に関する情報		申請事業所に関する情報	
事業の名称(注2)： 細分類番号（　）	当該事業の内容(注3)：	事業所の名称：	年間の申請事業に係る電気の使用量(注1)：　kWh
当該事業の電気の使用量(注1)：（第２表の合計値を転載）　kWh		当該事業所の所在地：（〒　-　）	
当該事業の売上高(注1)(注4)：　千円		テナント受電に関する情報	
当該事業の原単位(注1)(注5)：　kWh/千円		※電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称(注6)：	
		※当該小売電気事業者等より付与されている識別番号及び需要種別(注7)：	
		※事業所全体の電気の使用量のうち申請者が申請事業において使用する電気の使用量の割合(注5)：	%

※電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況(注8)

○原単位の推移(注9)

事業年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
原単位(注5)						
対前年度比(%)(注5)		① %	② %	③ %	④ %	⑤ %

申請前年度に係る四事業年度変化率(注5)(注10)：　%

申請前々年度に係る四事業年度変化率(注5)(注10)：　%

（注1）　法第３７条第３項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の１１月１日前に終了した直近の事業年度のものを記載すること。

（注2）　原則として、日本標準産業分類の細分類に該当する業種名及び細分類番号（４桁）を記載すること。

（注3）　申請事業がどのような製品又はサービスを扱っているのか、当該事業がどのように製品を製造又はサービスを提供しているのか、当該事業が扱う製品又はサービスを販売する市場又は顧客の種類はどのようなものか、また、その他事業の内容を説明するに当たり必要と判断される事項等を説明すること。

（注4）　公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、１に満たない端数は、切り捨てるものとする。

（注5）　原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。

（注6）　法第３７条第３項の規定の適用を受けようとする年度に電気の供給を受ける小売電気事業者等を記載すること。

（注7）　識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
需要種別は、小売電気事業者等より付与されている識別番号毎に、原則として、単相又は三相により標準電圧百ボルト又は二百ボルトで電気の供給を受ける需要の場合は「低圧」、原則として、三相により標準電圧六千ボルトで電気の供給を受ける需要の場合は「高圧」、三相により標準電圧が七千ボルトを超えるもので電気の供給を受ける需要の場合は「特別高圧」を記載すること。
記載欄が不足する場合は、別紙で一覧表を添付すること。

（注8）　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第３０条第２号に規定する基準に適合することを証する書類を添付すること。

（注9）　法第３７条第３項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の１１月１日前に終了した直近の事業年度から起算して過去６事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比の変化率(単位：%)を記載する。

（注10）　申請前年度に係る四事業年度変化率＝(②×③×④×⑤)$^{1/4}$
申請前々年度に係る四事業年度変化率＝(①×②×③×④)$^{1/4}$

届出担当者 連絡先	担当者名	
	所属部課	
	所在地	（〒　　－　　）
	電話番号	
	Ｅメール	

第２表　申請事業の電気の使用量（注11）

番号	事業所の名称	事業所の所在地	共同受電又はテナント受電（注12） ※共同受電に該当する場合は、当該事業所について第４表を作成	申請事業の電気の使用量
1		（〒　－　）	□共同受電形態をとる □テナント受電形態をとる □共同又はテナント受電形態をとらない	【１】（第３表の【１１】を転載） ＿＿＿＿＿＿ kWh
2		（〒　－　）	□共同受電形態をとる □テナント受電形態をとる □共同又はテナント受電形態をとらない	【２】（第３表の【１９】を転載） ＿＿＿＿＿＿ kWh
3		（〒　－　）	□共同受電形態をとる □テナント受電形態をとる □共同又はテナント受電形態をとらない	【３】（第３表の【２７】を転載） ＿＿＿＿＿＿ kWh
合　計				【４】 ＿＿＿＿＿＿ kWh

（注11）　申請事業を営む事業所が４つ以上になる場合は、枠の追加を行うこと。

（注12）　共同受電とは事業所を別にする複数の需要家が１つの需給地点を設定して小売電気事業者等と１つの需給契約を締結する受電方式。テナント受電とは事業所を一にする複数の需要家が、１つの需給地点を設定して小売電気事業者等と１つの需給契約を締結する受電方式。

第３表　申請事業を営む事業所における事業ごとの電気の使用量（注13・注14）

１．事業所１（　　）（注15）**に関する情報**

事業区分	経済的指標に関する情報（注16・17）			電気の使用量
	指標（注18）		構成割合（注20）	
申請事業	【5】	（単位（注19）：　　）	【8】（＝【5】÷【7】×100） ％	【11】（＝【8】×【10】） kWh
申請事業以外の事業	【6】	（単位（注19）：　　）	【9】（＝【6】÷【7】×100） ％	【12】（＝【9】×【10】） kWh
事業所全体の値	【7】（＝【5】＋【6】）	（単位（注19）：　　）	％	【10】：申請者が使用した総量（注21） kWh
				事業所全体の電気の使用量（注21） kWh

２．事業所２（　　）（注15）**に関する情報**

事業区分	経済的指標に関する情報（注16・注17）			電気の使用量
	指標（注18）		構成割合（注20）	
申請事業	【13】	（単位（注19）：　　）	【16】（＝【13】÷【15】×100） ％	【19】（＝【16】×【18】） kWh
申請事業以外の事業	【14】	（単位（注19）：　　）	【17】（＝【14】÷【15】×100） ％	【20】（＝【17】×【18】） kWh
事業所全体の値	【15】（＝【13】＋【14】）	（単位（注19）：　　）	％	【18】：申請者が使用した総量（注21） kWh
				事業所全体の電気の使用量（注21） kWh

３．事業所３（　　）（注15）**に関する情報**

事業区分	経済的指標に関する情報（注16・注17）			電気の使用量
	指標（注18）		構成割合（注20）	
申請事業	【21】	（単位（注19）：　　）	【24】（＝【21】÷【23】×100） ％	【27】（＝【24】×【26】） kWh
申請事業以外の事業	【22】	（単位（注19：　　）	【25】（＝【22】÷【23】×100） ％	【28】（＝【25】×【26】） kWh
事業所全体の値	【23】（＝【21】＋【22】）	（単位（注19）：　　）	％	【26】：申請者が使用した総量（注21） kWh
				事業所全体の電気の使用量（注21） kWh

（注13）　第３表に記載できる電気の使用量は、小売電気事業者等より直接又は間接に供給を受けたものに限る。このため、小売電気事業者等以外から供給を受けた電気の使用量は、ここに計上してはならない。

（注14）　申請事業を営む事業所が４つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。

（注15）　（　　）内には事業所名を記載する（略称可）。

（注16）　経済的指標とは、当該事業所において複数の事業が営まれている場合に、当該事業所における各事業の売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれかの値を指す。ただし、事業所において営まれる事業が１つしか存在しない場合、経済的指標の記載は不要であるものの、申請事業及び事業所全体の数値については記載する必要がある。
また、経済的指標は全事業所共通の指標を使用すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な事業所は除く。

（注17）　経済的指標を用いる場合は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎として、その根拠となる資料を用意する。経済的指標のうち、「申請事業」「申請事業以外の事業」「事業所全体の値」については、公認会計士又は税理士に確認を求めること。また、申請時には、当該根拠資料及び公認会計士又は税理士の確認の書面を別途提出すること。

（注18）　売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれか一つを選択すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な場合、区分計測とここに記載すること。

（注19）　売上高、出荷額、費用、付加価値の単位は千円とする。

（注20）　小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。端数処理によって構成割合の合計値が100％とならない場合があるが、その際は端数処理後の申請事業と非申請事業の割合の合計が記載されていれば可。

（注21）　電気の使用量を証明する書類を別途提出すること。

第４表　共同受電形態をとる事業所（共同受電形態で電気の供給を受けている事業所が存在する場合のみ記載）(注22)

申請に用いた小売電気事業者等との直接契約者の事業年度(注23)　（　　年　　月　　日）～（　　年　　月　　日）	
１．第２表に記載したいずれかの事業所が共同受電形態をとる場合、その事業所の名称を記載すること。	
２．本事業所が属する共同受電全体で使用した小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量はいくらか。(注23) また、この数値を証明する書類を別途提出すること。	kWh
３．本事業所で使用した小売電気事業者等からの供給を受ける電気の使用量はいくらか。(注23) また、この数値を証明する書類を別途提出すること。	kWh
４．本事業所が属する共同受電全体で使用した小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に対して本事業所における小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量が占める割合はいくらか。(注24)	%
５．小売電気事業者等との契約者について、以下の情報を記載すること。	
契約者名	所在地　（〒　　－　　）

（注22）　共同受電形態をとる事業所が２つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。
（注23）　小売電気事業者等との直接契約者の法第３７条第３項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の１１月１日前に終了した直近の事業年度のものを記載すること。
（注24）　小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（適用）

2　この省令による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第三十条及び第三十二条の規定は、この省令の施行後における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十七条第一項の規定による認定の申請について適用する。

＜備考＞

1　第３表の経済的指標とは、以下のとおり。

売上高とは、事業所で製造された製品又は提供されたサービスが、当該事業所から外部へ販売された際の金額とする。

出荷額とは、製造業事業所調査における製造品出荷額の定義に従い、売上高より積込料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いたものとする。

費用とは、

①　原材料使用額等（※）
②　売上原価
③　売上原価、販売費及び一般管理費

のいずれかを、事業ごとに按分したものとする。かかる按分の方法は、申請者が普段行っている管理会計と同じとなるようにすること。

（※）製造業事業所調査における定義。原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含む。

付加価値とは、売上高より原材料使用額等を除いたものとする。ただし、付加価値を使うことができるのは、この値が正の値となっている場合に限る。

生産量、出荷量、販売量とは、事業所に係る製品の数量とする。なお、これらの指標の使用は、製品の特性が類似しており、共通単位（トン、個数等）での比較が可能である場合に限り認められる。各指標の詳細な定義は、生産動態統計の定義に従い、以下のとおり。

・生産量とは、事業所が実際に生産（受託生産を含む。）した製品の数量。ただし、仕掛中の半製品は除く。
・出荷量とは、事業所及び同事業所が契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量。
・販売量とは、出荷量のうち、次の事由に該当するもの。

①　販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの
②　販売することを目的として本社、営業所又は中継地などに出荷したもの
③　受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの
④　同一製品を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

（以上）